

法律はかざりか 法テラスにおける日司連委託援助業務実施に向けて

日司連自主事業検討委員会委員

濱田 はまだ
なぎさ

一. 日司連総会決議

二〇〇七年六月二二日、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という）総会において、「高齢者、障がい者、ホームレスを対象とした法律援助事業の実施を求める決議」が採択された。これは、「民事法律扶助の本来

事業の対象とならない高齢者、障がい者、ホームレスを対象とした出張法律相談、生活保護受給などの行政処分の申立についての援助を目的とする法律援助事業の実施を求める」もので、これを受けて日司連では、自主事業検討委員会を立ち上げて、現在、上記を実現すべく検討を重ねているところである。

二. 法テラスにおける委託援助業務

財団法人法律扶助協会（以下、「扶助協会」という）では、事業資金が直接国庫から支出されていた「民事法律扶助事業」に対して、国庫負担ではなく弁護士会の基金などを財源として運営される「自主事業」と呼ばれ

る事業が行われていた。これは、法律扶助が「資力の乏しい人」に対して裁判費用を援助する制度にもかかわらず、その援助方法が費用の立替制度であるために、費用の償還さえできない方、つまり法律扶助の理念から見れば最初に援助されなければならぬ方が法律扶助制度から閉め出されていることを問題として

開始されたもので、自主事業では、原則費用償還は不要とされた。活動内容としては、無料法律相談、刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添扶助、難民法律援助、犯罪被害者法律援助等が行われ、一部支部では生活保護申請援助を内容とする「高齢者、障害者及びホームレスに対する法律援助」も行われていた。

二〇〇六年一〇月、民事法律扶助事業は扶助協会から日本司法支援センター（以下「法テラス」という）へ移管された。その際、国庫負担事業ではない自主事業をどのように引き継いでいくかが課題とされたが、二〇〇七年三月末日に扶助協会が解散した後、いったんは日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）がその事業を引き継ぎ、二〇〇七年一〇月からは、法テラスにおいて、総合法律支援法第三〇条第二項に基づき、日弁連

から委託を受けた援助業務（日弁連委託援助業務）として行われることとなった。

では、これらに対して司法書士の関与はどうかであったか。前記扶助協会による自主事業においては、司法書士も、ホームレス生活者に対する路上での出張法律相談、生活保護申請援助に関与してきた。しかし、法テラスへの移行に伴い、各地で行われていた自主事業はいったん廃止され、これまでと同様に司法書士が法テラスにおいて「高齢者、障害者及びホームレスに対する法律援助」に関与するためには、日司連が出張法律相談、生活保護申請援助等を目的とする法律扶助事業を立ち上げ、日弁連と同様に、法テラスに委託することが必要となった。

三、司法書士の責務

昨年、私の地元北九州市において「ハラ減った。オニギリ食いたーい」という言葉を日記に残して亡くなった方がいた。

その方は、糖尿病やアルコール性肝炎により働けなくなり、二〇〇六年一二月に生活保護が開始されたが、「働けないのに働けと言われた」と日記に記しているとおりに、度重なる就労指導を苦にして、要保護状態が解消されていないにもかかわらず、生活保護「辞退届」を提出して保護を廃止され、その二カ月後に亡くなられた。

この「小倉北餓死事件」と呼ばれる事件は、北九州市において、生活保護抑制政策による餓死事件が三年連続発生したこともあり、全国に大々的に報道された。そして、その抗議活動に

よって北九州市のみならず厚生労働省の生活保護運用をも一部変えることとなったが、私にとっては、司法書士としての責務を痛感させられた事件であった。

亡くなられた方の自宅は、近所に大きなパチンコ屋さんがあったり、高級食材を扱っているスーパーがあったりと賑やかな場所である。その賑やかな道路を一本入った裏側に一カ所だけ昔の炭坑住宅が残っており、故人はその生涯のほとんどをそこで過ごされていた。その家は、近所の方の中でさえそこに人が住んでいたとは思わなかったという話が出るくらいの状態（二六頁写真参照）であり、そして生活保護を受給しているときでさえガスは止められたままだった。

この状態を目にしたとき、生活保護の運用がどうかであったかというような次元の問題ではな



▲▼「小倉北餓死事件」はここで起こった



く、そもそもこの国で保障されている生存権とは、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」とは一体どのようなものなのか、このような状態をこの日本という国が、福祉行政担当者が、放置し得るのであれば、「こんなに困っている人を助けないで、どんなことをするのが福祉の仕事なのか教えてもらいたい」（地域住民の言葉）と感じた。

亡くなられた方は、日記にこまめに記していた。「法律はかぎりか」。その古い、古い、屋根は落ち、戸は破れている家で、じつと動けず、横たわりながら死を迎えた故人の事を思うと、堪らなかつた。道端の野草で飢えをしのぎながら、お米を食べたいと家の外に向かつては叫べず、ただ日記にだけ記している、その絶望感が堪らなかつた。

それまで、個別の生活保護相談にはあたり、その都度、その個別の問題解決には携わってきただけであったが、このような異常ともいえる行政の運用自体を糾してこなかつた、自分、人権擁護を業務とする司法書士としての責任を痛感した。

これは、私たち司法書士が、日常業務を通じて人権擁護業務の重要性を認識し活動してきたからであるが、その多くは手弁当での活動であり、ともすれば司法書士の本来業務というよりも個人的なボランティア活動とみなされがちである。確かに、これら業務は、憲法第二十五条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」を営めていない当事者の現状を目の当たりにし、報酬の有無を問うことになくなされてきた経緯がある。しかし、これらを司法書士の本来業務として確立し、資力の乏しい方に対する法的支援活動を発展させていくためには、司法書士会の関与が不可欠である。

四．最後に

司法書士によるホームレス生活者への支援活動はこれまで本誌でも度々報告されている。生活保護申請援助についても、全国青年司法書士協議会による生活保護一〇番を始め、現在全国各地で立ち上がっている生活保護相談ネットワークにも多くの司法書士が関与している。

法テラスにおける日司連委託援助業務が、早期に実現されるよう切に求めたい。

司法書士倫理改正の動向

『司法書士倫理研究委員会報告書』

日司連司法書士倫理研究委員会委員長

中久保 正晃

一 はじめに

司法書士倫理研究委員会は、平成一七年から現行司法書士倫理（以下、「現行倫理」という。）の改正のための検討を進め、平成一九年三月日本司法書士会連合会会長に対し第一次提言書を提出した。その後各司法書士会に対し意見照会が行われ、その意見をふまえた検討を進め、本

年三月第二次提言書を提出した。六月の日司連定時総会には司法書士倫理の改正案が提案される予定である。したがって、本稿の目的は、改正案を会員にあらかじめ提示すること、改正を必要とするに至った経緯、背景を知っていたかどうかにある。

二 これまでの経緯と背景

現行倫理は、平成一五年第六

四回日司連定時総会において制定された。法改正によって司法書士に簡裁訴訟代理関係業務を行う権限（簡裁代理権）が付与されるのに伴い、内外から司法書士倫理の確立を要請されたのが契機であった。その後、数々の法律改正や新たな制度の創設によって司法書士業務は拡大されてきた。具体的には、不動産登記法の改正により創設された筆界特定制度に

おける代理業務、仲裁法に基づく仲裁人としての業務と仲裁手続内における代理業務、さらに裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づき紛争解決手続における手続実施者としての業務と当該手続における代理業務などである。当然ながら現行倫理はこれらの業務を予定していなかったため、手当てをする必要が生じている。また、この五年間に不備が指

摘された規定の修正や明確化とともに、司法書士法改正に伴なう字句の修正も必要である。

さらに、本年四月一日現在で

二七七もの司法書士法人が存在し活動していることを考えると、司法書士法人に関する規定の整備も不可欠である。現行倫理がこれを欠いているのは、制定当時司法書士法人が存在していなかったためで、これを整備することは制定当時の懸案事項であった。同様に、司法書士共同事務所についても、現実存在し活動している以上、その特性に応じた倫理を規定する必要がある。

以下、紙幅の関係上、改正条項のみを提示する。なお、改正部分は傍線で示した。

「司法書士倫理改正第二」次提言案

第一条から第九条まで省略

（秘密保持等の義務）

第一〇条 司法書士は、正当な事由のある場合を除き、職務上知り得た秘密を保持しなければならない。また利用してはならない。司法書士でなくなった後も同様とする。

2 司法書士は、その事務に従事する者に対し、正当な事由のある場合を除き、その者が職務上知り得た秘密を保持させなければならず、また利用させてはならない

第一条 省略

（品位を損なう事業への関与）

第十二条 司法書士は、品位又

は職務の公正を損なうおそれのある事業を営み、若しくはこれに加わり、又はこれに自己の名声を利用させてはならない。

（不当誘致等）

第十三条 司法書士は、不当な方法によって事件の依頼を誘致し、又は事件を誘発してはならない。

2 司法書士は、依頼者の紹介を受けたことについて、その対価を支払ってはならない。

3 司法書士は、依頼者の紹介をしたことについて、その対価を受け取ってはならない。

（非司法書士等との提携禁止等）

第十四条 司法書士は、司法書士法その他の法令の規定に違反して業務を行う者と提携して業務を行ってはならず、またこれらの者から事件のあっせんを受けてはならない。

2 司法書士は、第三者に自己の名で司法書士業務を行わせてはならない。（注）

注 会則基準第八〇条

（非司法書士との提携禁止）

第八〇条 会員は、司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（以下この条において「非司法書士」という。）に、自己の名声を貸与する等、非司法書士が司法書士の業務を取り扱うことに協力し、又は援助してはならない。

2 会員は、非司法書士から事件のあっせんを受けてはならない。ただし、法令の規定により事件のあっせんを行うことができないう者以外の者から、事件のあっせんを受けるときは、この限りでない。

第十五条から第二一条まで省略

（公務等との関係）

第二二条 司法書士は、公務員又は法令により公務に従事する者として取り扱った事件について、職務を行ってはならない。

2 司法書士は、仲裁人として取り扱った事件又は和解の仲介

その他の裁判外紛争解決手続において手続実施者その他これに準ずる者として関与した事件について、職務を行つてはならない。

第三三条から第二八条まで省略

(受任司法書士間の意見の不一致)
第二九条 司法書士は、同一の事件を受任している他の司法書士がある場合には(削除)、事件の処理についての意見の不一致により依頼者に不利益を及ぼすおそれがあるときは、依頼者に対しその事情を告げなければならない。

第三〇条から第五二条まで省略

(公平の確保)
第五三条 司法書士は、登記手続を受任し又は相談に応じる場

合には、当事者間の公平を確保するように努めなければならない。

2 司法書士は、前項の場合において、必要な情報を開示し、説明又は助言する等、適切に対応するように努めなければならない。

(権利関係等の把握)

第五四条 司法書士は、登記手続を受任した場合には、当事者及びその意思並びに目的物の確認等を通じて、実体的権利関係を的確に把握しなければならない。
2 司法書士は、前項の確認を行った旨の記録を作成しなければならない。

第五五条から第六〇条まで省略

(業務を行ない得ない事件)
第六一条 司法書士は、裁判書

類作成関係業務及び簡裁訴訟代理等関係業務に係る次の事件については、各業務を行つてはならない。ただし、第二号及び第三号の事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合にはこの限りでない。

- 一 相手方から協議を受けた事件で、相手方との間に信頼関係が形成されたと認められるもの
- 二 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
- 三 受任している事件の依頼者を相手方とする他の事件
- 四 その他受任している事件又は受任した事件(削除)の依頼者と利害相反する事件

第六二条 省略

(簡裁訴訟代理等関係業務)

第六三条 司法書士は、簡裁訴訟代理等関係業務を受任した場合には、代理人としての債務に

基づき、事件の管理に十分な注意を払い、依頼者の自己決定権を尊重して業務を行わなければならない。

(受任の諾否の通知)

第六四条 司法書士は、簡裁訴訟代理等関係業務の依頼に対し、その諾否を速やかに通知しなければならない。

第六五条から第七九条まで省略

第一章 共同事務所における規律

(遵守のための措置)

第八〇条 複数の司法書士が事務所を共にする場合(以下「共同事務所」という。)において、その共同事務所所属する司法書士(以下「所属司法書士」という。)を監督する権限のある司法書士があるときは、その司

法書士は所属司法書士が司法書士倫理（以下、「本倫理」といふ。）を遵守するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第八一条 所属司法書士は、正当な事由のある場合を除き、他の所属司法書士の依頼者について執務上知り得た秘密を保持しなければならない。また、利用してはならない。所属司法書士でなくなった後、又は司法書士でなくなった後も同様とする。

（所属司法書士が業務を行い得ない事件）

第八二条 所属司法書士は、他の所属司法書士が業務を行い得ない事件については、業務を行うてはならない。ただし、業務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りでない。

（受任後の措置）

第八三条 所属司法書士は、事件を受任した後に前条本文に該当する事由があることを知ったときは、依頼者に対し速やかにその事情を告げ、事案に応じた適切な措置をとらなければならない。

（業務を行い得ない事件の受任禁止）

第八四条 所属司法書士は、他の所属司法書士と共同して、当事者情報の確認その他必要な措置をとるなどして、業務を行い得ない事件の受任を防止するよう努めなければならない。

第四章 司法書士法人における規律

（遵守のための措置）

第八五条 司法書士法人の社員

は、その司法書士法人の社員又は使用人である司法書士（以下「社員等」という。）が本倫理を遵守するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第八六条 社員等は、正当な事由のある場合を除き、その司法書士法人、他の社員等の依頼者について執務上知り得た秘密を保持しなければならない。また、利用してはならない。社員等でなくなった後、又は司法書士でなくなった後も同様とする。

（業務を行い得ない事件）

第八七条 司法書士法人は、裁判書類作成関係業務及び簡裁訴訟代理等関係業務に係る次の事件については、各業務を行つてはならない。ただし、第二号及び第三号の事件については、受

任している事件の依頼者が同意した場合にはこの限りでない。

- 一 相手方から協議を受けた事件で、相手方との間に信頼関係が形成されたと認められるもの
- 二 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
- 三 受任している事件の依頼者を相手方とする他の事件
- 四 その他受任している事件の依頼者と利害相反する事件

2 司法書士法人は、裁判書類作成関係業務及び簡裁訴訟代理等関係業務に係る次の事件については、各業務を行つてはならない。ただし、第二号乃至第七号に規定する事件についてはその業務を行い得ない社員等がその司法書士法人の社員等の半数未満であり、かつ、その司法書士法人に業務の公正を保ち得る事由がある場合はこの限りでない。

- 一 社員等が相手方から受任し

ている事件

二 社員等が第二二条の規定により業務を行えない事件

三 社員等が相手方から協議を受けた事件で、相手方との間に信頼関係が形成されたと認められるもの

四 社員等が受任している事件の相手方からの依頼による他の事件

五 社員等が受任している事件の依頼者を相手方とする他の事件

六 社員等が第八八条第一号の規定により業務を行えない事件
七 その他社員等が受任している事件の依頼者と利害相反する事件

3 司法書士法人は、前二項に定めるほか職務の公正を保ち得ない事由がある事件については、業務を行ってはならない。

(社員等が業務を行い得ない事

件)

第八八条 社員等(第一号の場合)においては社員等であった者を含む。

は、裁判書類作成関係業務及び簡裁訴訟代理等関係業務に係る次の事件については、各業務を行ってはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、その司法書士法人が受任している事件の依頼者の同意がある場合は、この限りではない。

一 社員等であった期間内にその司法書士法人が相手方の協議を受けた事件で、相手方との間に信頼関係が形成されたと認められるものであって、自らこれに関与したもの
二 その司法書士法人が相手方から受任している事件

三 その司法書士法人が受任している事件(当該社員等が自ら関与しているものに限る。)の相手方からの依頼による他の事

件)

(他の社員等との関係で業務を行い得ない事件)

第八九条 社員等は、他の社員等が業務を行い得ない事件については、業務を行ってはならない。ただし、業務の公正を保ち得る事由があるときは、この限りではない。

(受任後の措置)

第九〇条 司法書士法人は、事件を受任した後に、第八七条第二項及び三項の規定に該当する事由があることを知ったときは、依頼者に対し速やかにその事情を告げ、事案に応じた適切な措置をとらなければならない。

2 社員等は、事件を受任した後に、第八八条第二号及び第八九条の規定に該当する事由があることを知ったときは、依頼者に対し速やかにその事情を告げ、

事案に応じた適切な措置をとらなければならない。

(業務を行い得ない事件の受任防止)

第九一条 社員等は、他の社員等と共同して、当事者情報の確認その他の必要な措置を取るなどして、業務を行い得ない事件の受任を防止するよう努めなければならない。

(準用)

第九二条 第一章から第二章まで(第三条、第四条、第一〇条第一項及び第三項、第一七条第二二条、第二三条、第四九条及び第六一条を除く。)の規定は、司法書士法人に準用する。

第14回日司連市民公開シンポジウム／ 第2回司法書士人権フォーラム

2008.3.21 東京・大手町サンケイプラザ

平成二〇年三月二日（金）
一四時から一八時まで、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という）主催で、東京の大手町

サンケイプラザ四階ホールにおいて、第一四回日司連市民公開シンポジウム／第二回司法書士人権フォーラム「考えよう人権PART2」いま、高齢者の人権が危ない」が開催された。市民を中心に参加者は二〇三名に及んだ。

市民公開シンポジウムは広報事業として毎年行われているものであるが、今年度は第二回目となる司法書士人権フォーラムとして実施された。今回は特に、虐待されている高齢者、生活ができない高齢者、病院にも行けない高齢者、住むところもない高齢者など、社会から排除されつつある高齢者が多数存在することに鑑み、これら高齢者に実際に関わっている人たちから現場報告を受け、社会から排除さ

れつつある高齢者の実態を知るとともにその原因を探り、何ができるのかを考えていくために企画されたものである。なお、会場には、手話や要約筆記などの用意もされ、より多くの市民が参加できるよう配慮が施されていた。以下、当日の模様を報告する。

【開会挨拶】

はじめに、日司連佐藤純通会長より、「近時の司法書士は、登記業務のほかにも、簡易裁判所における訴訟業務や裁判外における紛争解決に携わっているし、今回のテーマのように成年後見にも取り組んでいる。特に

家庭裁判所から選任される後見人として、司法書士はもつと多く選任されている資格者である。そのため、高齢者被害の現場の声を聞く機会が多いといえる。今回のシンポジウムを通じて、高齢者の人権について考え

ていただきたい」との挨拶があった。

【司法書士人権フォーラム作品受賞発表】

「司法書士人権フォーラム作品募集」受賞者発表・表彰／受賞作品の発表がなされた。これは日司連が高校生を中心に人権をテーマに作文等を募集したものであり、今回は高校二年生の作品が受賞した（「私の闘争」



貝掛柚香子さん)。受賞作品は女性の社会進出について論じたものであった。男女共同参画は、司法書士界でも議論が始まったばかりである(月報司法書士平成二〇年二月号)。司法書士は、これからもこのテーマの研究を継続していくべきであろう。

【基調報告】

横須賀市健康福祉部高齢者福祉担当高齢者虐待防止センター



の角田幸代氏から、「高齢者虐待防止に向けて。横須賀市の高齢者虐待防止事業を実施して」というテーマで、一つ目の基調報告がなされた。

報告がなされた。

高齢者虐待防止センターの活動は、相談、ネットワークミーティング、研修会や市民啓発など多岐にわたる。中でも最も大事な活動である相談は、高齢者虐待に関する相談では、家庭訪問などにより事実を認定し、その後関係機関との連絡調整や他機関の紹介など具体的支援にあたることであった。高齢者虐待の定義は法律では明文化されたものの、現場ではその判断に悩ましい事案もあるという。角田氏は、実際の相談であった介護放棄が疑われた事案をもとに、ご本人、その家族や介護者のそれぞれの立場における難しさを紹介された。

次に、社団法人成年後見センター・リーガルサポート専務理

事である司法書士の松井秀樹氏から、二つ目の基調報告がなされた。

松井氏からは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に明記された次の五つの虐待の類型について資料をもとに解説がなされた(①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待)。リーガルサポートで行った「高齢者虐待」に関する調査結果によると、高齢者虐待で最も多い虐待の類型は、

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得るという「経済的虐待」であり、虐待行為を行っていたのは当該高齢者の親族が最も多いという結果が示されていた。同調査結果では、当該高齢者の後見人や虐待の相談を受けた人が具体的に

対処法なども集計されており、被害実態とその対策が示された集計結果であった。松井氏は、その集計結果によると、経済的虐待には成年後見が一定程度有効であるといえると結論づけられた。

【特別講演】

歌手・エッセイストであり、教育学博士でもあるアグネス・チャン氏から「みんな地球に生きるひとく日本の国際化と子どもの未来」というテーマで、特別講演がなされた。

アグネス・チャン氏は、年齢など身近な話題をもとに、普段気付かないことが多い差別が社会には広く蔓延していると指摘し、何事においてもポジティブな発想が大切だと言われた。

また、高齢化社会に生きる私たちに課せられたことは、自身のことだけではなく、どうやって若者たちを支援するかと

いう意識を持つことが大事であるとのことであった。

人権を考えるに際して、年齢だけではなく、外見や能力などによる差別が無意識のうちに生じていることが多いということに留意すべきであると、アグネス・チャン氏は自分の経験をもとに語られた。また、アグネス・チャン氏は、国により文化が異なることを例に挙げ、「他の人と同じであることを望むことが差別をなくすことではない。他の人との違いを受け入れ、認め合うことが差別をなくすことに繋がる」と述べられた。

【パネルトーク】

次に、「いま、高齢者の人権が危ない」というテーマで、パネルトークがあった。基調報告をされた角田幸代氏と松井秀樹氏に加え、読売新聞東京本社論説委員である徳永文一氏が登壇者となり、①成年後見制度と高

齢者虐待の実態、②高齢者人権擁護のために何ができるか、③日司連・司法書士への期待と提言などのサブテーマに従い、高齢者虐待の実態が報告され、それに対して、様々な視点からの対策案などが展開された。

【閉会挨拶】

最後に、日司連岩井英典常任理事より、司法書士界としても今回のシンポジウムを機会に高齢者の人権について、より積極的に取り組んでいきたい旨の挨拶がなされ、本シンポジウムは閉会した。

（月報発行委員会 赤松 茂）



12人の 成年後見人

たった一つの人生に捧げる
後見物語

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 編著

A5判・432頁・3,570円(本体3,400円)・
ISBN978-4-8178-1342-8・平成20年2月刊

後見人とはいったい何なのか。
後見人とはいったい何をしてくれる人なのか。
制度導入以前から、成年後見制度の普及と、
成年後見人としての役割を担ってきた、
リーガルサポートのメンバーが、
この八年間に抱えた事案とその思いを
一つの物語として綴る……

お問い合わせ・
ご注文はこちら



「家族」から発想する、いつくしむ世紀へ
日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
営業部 TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061
<http://www.kajo.co.jp/>

REPORT

全国青年司法書士協議会主催 第39回全青司こうち全国大会・第41回定時総会

2008.3.8～9

高知県・高知市文化プラザかるぼーと

平成二〇〇八年三月八日(土)

九日(日)、高知市文化プラザ

【一日目】

かるぼーとにおいて、全国青年司法書士協議会主催、高知県青年司法書士協議会主管、高知県司法書士会後援により第三十九回全青司こうち全国大会・第四一回定時総会が開催された。

全国大会のテーマは「原点」。

こうち全国大会実行委員長を務めた笹本和明氏によると、「司法書士を取り巻く環境は激変し、業務範囲は拡大しているにもかかわらず、いまひとつ確固たる将来像を描けていないのはなぜなのか」という問いの答えを出すためには、「司法書士の「原点」

を探ることが必要不可欠であると考え、司法書士の歴史を中心に据え、大会テーマにこの「原点」を選んだとのことであった。一日目の全国大会では、基調講演・パネルディスカッション、二日目に定時総会が行われた。

一日目の第一部として、東京経済大学現代法学部教授の大出良知氏により、「司法制度と司法書士の歴史」と題した基調講演が行われた。今回の基調講演では、「歴史の上に現在の制度がある」「司法制度の中の司法書士制度」など、代書人から始まり明治期の法制度創設から、

改正年度や改正内容ごとに分け、司法書士の歴史を振り返りながら、司法書士の歴史「原点」を学ぶ意義について、講演が進められた。

講演中、司法書士が市民からの法的需要に応じた日常業務や、活動を行ってきた中から形成発展してきたのが、司法書士法であり司法書士制度であると、一司法書士として嬉しく耳に心地よい発言もあった。しかし、「生成途中の法律家」「真の法律家



に成りうる」という発言からは、法律家として司法書士は未だ途上にあり、利用者である市民の視点を持ち続け得なかった場合、登記の真正担保機能を担うための基盤整備を怠った場合など、今度の方向性や執務姿勢如何によつては司法書士や司法書士制度はどうなってしまうのかといった将来に対し非常に危機感を抱く内容もあり、基調講演中様々な思いが去来した。

大出教授は、本誌で連載され

ていた「大出良知の深謀無遠慮」で既におなじみであるが、

日司連の中央新人研修の講師のほか、日司連司法書士史編纂実行委員会の委員でもある。刑事訴訟法を専門とされている傍ら、

司法書士や司法書士史について深く研究されていることをこの講演で知った参加者からは、司

法書士界にとつてはまさに「有り難い」「無二の」方である、といった感想が述べられていた。

第二部として、「原点を探る」司法書士の終わりなき旅」と題したパネルディスカッション

が行われた。第一部に引き続き大出教授、日司連副会長齋木賢二氏、全青司副会長稲本信広氏、

全青司副会長兼司法・司法書士制度研究対策委員会委員長荻原

世志成氏、高知県青年司法書士協議会黒岩栄一氏の五名がパネ

ラー、コーディネーターは福岡県青年司法書士協議会会長、全

青司幹事安河内肇氏が務め、計六名の顔ぶれで進められた。

パネルディスカッションの中でこうち全国大会実行委員会のメンバーを代表してパネラーを

務めた黒岩氏の「私たち若手の司法書士にとって簡裁代理権は

いわゆる『棚ぼた』的感覚がある」というあえて問題を提起し

た発言を受けて、元全青司会長でもある齋木氏が「確かに司法

制度改革の波に乗った感はあるかもしれない。しかし、研修の

システム化・登記業務における真正担保機能を担おうとの取り

組み、裁判手続きにおいて司法書士が行うことのできる書面作

成範囲に関する日弁連との協議など、波が来たときにその波に

過ごしてこられた経験に基づいた齋木氏の発言に、うなずく参加者が多数見られた。

【二〇〇八】

定時総会の議長には、地元高

知県会の黒石氏、副議長には、鹿児島県会の上前田和英氏が選

出された。総会では、執行部の各委員会から平成二〇年度の事

業報告がなされた。本年度は三つの一一〇番事業の開催や全青

司ホットラインの本格稼働など、市民に直結した活動が多く行わ

れたとのことであった。次いで、次年度事業等について執行部より議案の提出がな

された。会員からは、全青司と各青年司法書士協議会等との連携強化、会員間相互の交流、高齢者の権利擁護事業への取り組み、

ついて活発な議論がなされた後、満場一致をもって執行部提案の

原案どおり承認可決された。二〇〇八年度の会長に就任した熊

本県会の稲本信広氏からは、熱い情熱をもって全青司会長職を

全うする旨、そしてさらなる司法書士の発展、それによる市民

の権利擁護を目指す旨の決意が表明された。

今年度の全青司は、稲本新会長のもと、例年にも増して熱い動きをすることであろうと期待

したい。

(月報発行委員会 西山 弓子 加藤 章)

■information

平成20年度第1回司法過疎地開業支援の実施について(告知)

日本司法書士会連合会は、市民の司法へのアクセスが困難な地域において、司法サービスの提供に積極的に取り組む司法書士及び司法書士法人を応援します。

具体的には、地域司法拡充事業の一環として実施する司法過疎地開業支援により、一定の要件の下、当該地域において期間内に開業または開業予定の司法書士会員等（司法書士資格を有する者を含む）に対し、開業及び定着のための支援金を貸与するなど、財政的な支援を行うものです。

これまでに、14名の司法書士と2つの司法書士法人が本事業による支援を受け、以下の地域において業務に励んでおります。



平成20年度は、2回にわたり支援申込みを受け付けることとしており、第1回目の申込期間は、平成20年7月1日から同年7月31日までとする予定です。

詳細については、本誌次号に掲載するとともに日司連ホームページ上でお知らせするほか、司法書士会員に対しては司法書士会を通じて文書にて周知する予定です。

また、第2回目の申込期間は平成21年1月を予定しております。

注) 平成20年度司法過疎地開業支援の実施は、事情により予告なく変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

第10回理事会

(平成20年3月25・26日)

〔審議議案〕

策部の部委員の員数を次のとおり増員することを承認した。なお、人選については、会長に一任することとした。

他の四名の委員選任及び後見制度等推進委員会の委員補充の人選については、会長に一任することとした。

(1)日司連顕彰被推薦者一覧に記載の者については、日司連顕彰規則第七条第二号又は第三号に定める要件をみたしているため、表彰することを承認した。なお、今後の追加被推薦者の取扱いについては、会長に一任することを併せて承認した。

一 ガルサポートに対する会議室使用料(会館維持協力金)については、平成二〇年度は所定の七割の額とすることを承認した。

◎登記制度関連対策本部
・部委員
三七名以内↓四〇名以内

◎民事信託法研究委員会(仮称)
①委員の数 八名以内
②付託事務

(2)「社」成年後見センター・リガルサポートより申し越しのあった事務室使用貸借契約継続については、これを承認した。なお、契約書の字句の修正については、会長に一任することとした。

(4)第三回理事会において再編した法改正対策本部及び対策部の部委員の員数を次のとおり増員することを承認した。なお、人選については、会長に一任することとした。

◎企業法務推進対策部
・部委員
一 二名以内↓一五名以内

(1) 民事信託(福祉信託)の研究
(2) 福祉型信託等の受託者としての公益法人設立の検討

(3)「社」成年後見センター・リガルサポートより申し越しのあった事務室使用貸借契約継続については、これを承認した。なお、契約書の字句の修正については、会長に一任することとした。

◎法改正対策本部
・部委員
三 一名以内↓三六名以内

(6)信託法について調査・研究するため、日司連事務執行規則第二三条第一項の規定にもとづき、次の特別補助機関を設置してその任に当たらせること、及び後見制度等推進委員会から東山副委員長及び岡根委員、川鍋委員、吉田委員の四名を民事信託法研究委員会(仮称)委員として選任することを承認した。なお、民事信託法研究委員会(仮称)

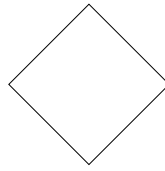
(3) 前各項に関する事項
③ 予算措置 委員会費の委員会費
④ その他 平成二〇年四月一日(火)から設置

(3)「社」成年後見センター・リガルサポートより申し越しのあった事務室使用貸借契約継続については、これを承認した。なお、契約書の字句の修正については、会長に一任することとした。

◎司法書士法改正対策部
・部委員
一〇名以内↓一五名以内

(7)東京司法書士会より申請された特別会費免除について承認した。

(8)「日司連業務及び財務等の情



報公開に関する規則」の一部改正及び「日司連懲戒処分及び注意勧告の公表並びに開示に関する規則」を制定したことに伴い、「懲戒処分情報の開示に関する運用基準（案）」を制定することを承認した。なお、字句の修正については、会長に一任することとした。

(9)日司連後援等に関する運用規程（案）を制定することを承認した。なお、字句の修正については、会長に一任することとした。

(10)「個別労働紛争解決支援の手引（仮称）」（執筆担当は裁判事務研究委員会）を出版することを承認した。なお、出版契約等については、会長に一任することとした。

(11)「遺言執行者の実務」（執筆担当は裁判事務推進対策部家事・簡裁ワーキングチーム）を出版することを承認した。なお、出版契約等については、会長に一任することとした。

(12)二〇〇七年六月二日、日本司法書士会連合会消費者問題対策推進委員会編集により「民法司法研究会から出版された「実務のための新貸金業法」の執筆費用については、各執筆者に対し以下の額を委員会費の委員会費より支出の上、支払うことを承認した。

○費用 執筆者一名に対し各五万円
 （参考）二〇〇八年一月三一日付入金 印税額三三〇、〇〇〇円

(13)企業法務用の実務参考図書として、「司法書士の企業法務実践のため、これだけは知っておきたい―知的財産入門―不正競争防止法を中心に」を印刷のうえ、司法書士会会員あてに配布することを承認した。また、予算措置については、印刷発送費約一八〇万円を平成一九年度会

別会計企業法務事業企業法務関係から支出することを併せて承認した。なお、同冊子の内容等については、会長に一任することとした。

(14)司法書士会会員がオンラインで受領した登記識別情報、登記完了証等の印刷に利用するための特許用紙（偽造防止処理が施された日司連専用用紙）の印刷については、見積書にもとづき発注することを承認した。

(15)大学在籍者からの登録申請に対する取扱基準については、「大学在学者からの登録申請に対する取扱基準（案）」のとおりとすることを承認した。なお、字句の修正については、会長に一任することとした。

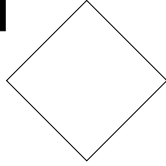
(16)兼業者からの登録申請に対する取扱基準については、「兼業者からの登録申請に対する取扱基準（案）」のとおりとすることを承認した。なお、字句の修正については、会長に一任することとした。

こととした。

(17)ベトナム不動産登記法起草案策定協力のため、ベトナム社会主義共和国に派遣団を派遣することを承認した。また、予算措置については、平成⑳年度一般会計収支暫定予算Ⅱ事業費1.制度改善費（1）推進対策費より一七〇万円を限度に支出することも併せて承認した。

(18)平成二〇年度第一回会長会（4/10―11）に付議する事項については、次の事項をもとに会長に一任することを承認した。

- 付議する事項
- 〔報告事項〕
- ①一般報告
- ②依頼者等の本人確認等に関する全銀協等金融機関団体との協議について
- ③日弁連との協議について
- ④規制改革について
- ⑤日司連統一用紙について
- ⑥司法書士の名称等について
- ⑦ADRの認証申請について



⑧能登半島地震災害救援対策本部及び新潟中越沖地震災害対策本部について

⑨その他

〔協議事項〕

①研修事業特別会計及び会館建設等特別会計における事件数割額会費廃止と定額会費導入に伴う連合会会則一部改正案について

②司法書士倫理の一部改正について

③日司連役員選挙の改革について

④平成二〇年度事業計画・予算(案)について

⑤司法書士会会長相互の意見交換

⑥その他

(19)日司連役員選挙制度を改革することについて、会員向けのアンケートを実施することを承認した。なお、字句の修正等については、会長に一任することとした。

(20)不動産権利情報登録システム及び不動産権利保証機構構築に向けて「司法書士データセンタ―」実証実験を行うため、平成一九年度中に実証システムの構築を発注することを承認した。

また、予算措置については、平成一九年度一般会計II事業費I・制度改善費(一)推進対策費から九九〇万円を限度に支出することを併せて承認した。

(21)沖縄県会との共同による離島巡回法律相談等を実施すること

を承認した。また、予算措置については、平成二〇年度会員業務整備・地域事業推進等特別会計から一〇〇万円を上限に支出することを併せて承認した。

(22)司法書士総合研究所研究費等の支払に関する実施要領については、時間の都合により未協議。

(23)日司連大学等提携室設置規則(案)及び学術交流協定書(案)並びに受託研究契約書(案)については、時間の都合により未協議。

(24)不動産権利情報登録システム及び不動産権利保証制度については、審議議案第二〇号とともに

(25)研修事業特別会計及び会館建設等特別会計における事件数割額会費の廃止と定額会費導入に伴う連合会会則一部改正案について協議した。

(26)司法書士倫理の一部改正について協議した。

(27)本人確認等及び記録保存に関する会則改正未承認司法書士会への対応については、時間の都合により未協議。

(28)高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律支援事業実施計画(案)の概要について協議した。

(29)司法書士総合研究所研究費等の支払に関する実施要領については、時間の都合により未協議。

〔協議議案〕

- (1)平成二〇年度事業計画・予算(案)について協議した。
- (2)日司連役員選挙の改革について協議した。
- (3)研修事業特別会計及び会館建設等特別会計における事件数割額会費の廃止と定額会費導入に伴う連合会会則一部改正案について協議した。
- (4)司法書士倫理の一部改正について協議した。
- (5)本人確認等及び記録保存に関する会則改正未承認司法書士会への対応については、時間の都合により未協議。
- (6)高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律支援事業実施計画(案)の概要について協議した。
- (7)司法書士総合研究所研究費等の支払に関する実施要領については、時間の都合により未協議。
- (8)日司連大学等提携室設置規則(案)及び学術交流協定書(案)並びに受託研究契約書(案)については、時間の都合により未協議。
- (9)不動産権利情報登録システム及び不動産権利保証制度については、審議議案第二〇号とともに協議した。
- (10)平成二〇年度第一回会長の対応については、時間の都合により未協議。
- (11)第一二回・第一三回理事会の開催日程について、次のとおり了承した。
 - 第一二回理事会
 - ①日時 平成二〇年六月一八日(水) 一四〇一七時
 - ②場所 東京ベイホテル東急
 - 第一三回理事会
 - ①日時 平成二〇年七月二四日(木) 一三〇一七時 二五五(金) 一〇〇一五時
 - ②場所 司法書士会館六階会議室
 - (12)司法書士会新人研修(配属修習等)については、時間の都合により未協議。
 - (13)会員研修における研修単位未修得者への対応については、時間の都合により未協議。

地域に根ざすリーガルサポートの原点に戻って！ ～大阪での通常総会&研究大会開催に向けて～

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 名倉 勇一郎

平成11年12月22日に会員3,033名でスタートした社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「当法人」という。）も、今年で9年目を迎え、この3月には会員数が4,397名（うち、法人会員20法人）となった。

数年前に前理事長の大貫正男氏が、会員数5,000名を目指すという決意を持って発言されたことが、いよいよ目前になってきている。

全国の司法書士有志が、海のものとも山のものとも分からない世界に、徒手空拳で立ち向かった感のある初期の段階から、当法人としても、各地の支部をとおして、あるいは各司法書士会の協力を得て、家庭裁判所をはじめ成年後見制度を支える福祉・医療・行政等の多くの関係機関・団体とのネットワークを形成しながら、専門職後見人を養成し供給する我が国最大の法人として、また、職能を通じた成年後見制度の普及、親族後見人の支援など、各方面から高い評価を得るまでに成長してきた。

この評価は、単に、地域で活躍されている個人としての評価でもなく、専門職後見人の担い手としてのみの評価でもない。リーガルサポートという司法書士有志の取り組みが、司法書士全体としての権利擁護への取り組みとして評価されたものであることはいうまでもないであろう。それだからこそ、司法書士に、家庭裁判所の調停人や参与員として、あるいは行政や社会福祉協議会の委員等としての就任依頼が多くなってきているものと思われる。

しかし、上記のような評価を受ける一方、「組織も落ち着き、研修・執務管理システムも形が整ってきた。」との一応の安心感があるからか、当法人設立当初の「司法書士が成年後見制度を担う理想のシステムを創り、後見事務を実践しよう。」との情熱が、司法書士会にも、また会員にも失われつつあるようにも感じられる。

当法人がこれまで行ってきた、「法定後見」「任意後見」に関する改善提言も、その執務をする司法書士に対する提言をも包含するものであった。

また、平成18年4月1日に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる、「高齢者虐待防止・養護者支援法」）では、行政や福祉関係職だけでなく、司法書士にも、成年後見業務、登記業務、訴訟業務を通じて知りえた虐

待情報について通報義務や通報努力規定が課せられ、高齢者の虐待を防止するように求めているが、これらの認識が、残念ながら執務に反映されていない状況も散見される。

そこで、今年度は、当法人及び司法書士が成年後見制度に果たすべき役割を再度見直し、公益法人改革を見据えた組織財政のあり方は勿論、各地で工夫努力されている研修・執務支援・地域ネットワーク活動等の成果を各会員が共有化し、高め合い、リーガルサポートの原点を再考したいと考えている。

そしてそれに伴い、総会のあり方も見直し、「多くの会員の参加できる総会会場の確保」「開催地域における成年後見制度の普及」「開催地域ブロックの活性化」「全国レベルの研修機会の提供」等を目的とし、総会と研修を組み合わせ、平成20年6月14日（土）、15日（日）の2日間、大阪の地で開催することとした。

会員は、ぜひご参加を！ 未入会の司法書士の皆様は、この機会にぜひご入会を！

会員になって、ぜひ参加しよう！

社団法人成年後見センター・リーガルサポート
第9回通常総会、第1回研究大会

これまで、「日司連ホール」にて通常総会を開催してきましたが、会員数も4,000名を超え、「多くの会員の参加できる総会会場の確保」「開催地域における成年後見制度の普及」「開催地域ブロックの活性化」「全国レベルの研修機会の提供」等を目的とし、総会と研修を組み合わせた2日間の日程による開催としました。ふるってご参加を！

開催期日：平成20年6月14日（土）・6月15日（日）
会 場：大阪市淀川区 チサンホテル新大阪

第9回通常総会

日 時：平成20年6月14日（土）13：00～17：00

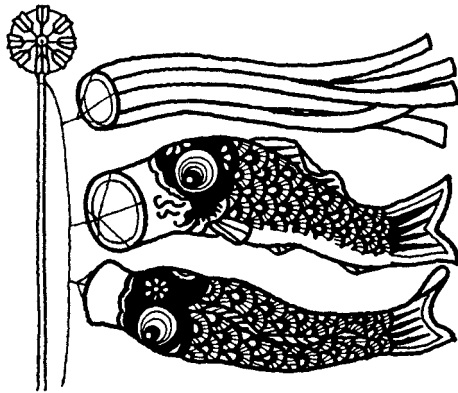
第1回研究大会

日 時：平成20年6月15日（日）8：50～12：30

第1分科会 テーマ：「高齢者虐待防止・養護者支援法と成年後見」

第2分科会 テーマ：「成年後見制度の利用により顕在化した医療行為の同意について」

第3分科会 テーマ：「後見人の死後事務を一緒に考えよう」



〔申込方法〕

- ①購入を希望される方は、「月報司法書士読者」と明記のうえ送付先住所・氏名（所属会）・電話番号を記入し、直接、出版社あて必ず郵送かファックスでお申し込みください。
- ②出版社より直接、送本ののち、振替用紙等で代金を支払ってください。
- ③定価及び頒布価格につきましては、出版社により表示形態が異なりますので、ご了承ください。
- ④書籍の内容、発送に関するお問い合わせは、直接、出版社へお願いします。
- ⑤締切〓平成20年6月16日(月)締切日以降のお申し込みについては、割引価格にならない場合があります。

①『書式 個人再生の実務（全訂四版）―申立てから手続終了までの書式と理論―』

個人再生実務研究会編/A5判
・五七三頁/平成一九年一月
二二日発行/（株）民事法研究会刊
定価五二五〇円（税込）
↓頒布価格四九〇〇円
（税・送料込）

多重債務被害者救済の法的手続として活用されている個人再生手続について、全国で用いられている最高裁作成の標準書式、東京地裁・大阪地裁で用いられている各モデル書式の最新版を織り込みつつ詳説し、即実務に対応できる最新版！

◆①の申込先

（株）民事法研究会 朝倉
〒一五一―〇〇七三
東京都渋谷区笹塚二―一八―三
エルカクエイ笹塚ビル六階
☎〇三―五三五―一五七二
FAX〇三―五三五―一五七二

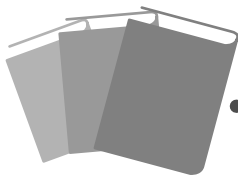
②『新会社法対応』特別清算の理論と裁判実務』

山口和男編/A5判・三四〇頁
・ケース付/平成二〇年二月六
日発行/新日本法規出版(株)刊
定価三六七五円（税込）
↓頒布価格三三〇七円
（税・送料込）

本書は、裁判所の事件処理を中心に制度の今後の課題や実務上の理論・手続について詳細に解説した実務書で、平成一四年二月の新版発行以降に手続の迅速化・合理化が行われた新しい会社法を織り込んだ最新版です。

◆②の申込先

新日本法規出版(株)
営業渉外局 大澤
〒一六二―〇八四二 東京都
新宿区市谷砂土原町二―四
☎〇三―三三六―二八九八
FAX〇三―三三三―一六五一



③ 『会社法計算書類の作成実務と記載事例』

東陽監査法人編/A5判・五九四頁/平成二〇〇二年二月二三日発行/株清文社刊

定価四八三〇円(税込)
↓頒布価格四三三七円
(税・送料込)

二〇〇八年三月期の決算書づくりを完全サポート!

会社法が求めている計算書類の作成について、作成者の実務に役立つように、平成一九年三月期の各社の作成例を中心に取上げ、多くの事例を挙げながら解説しています。

◆③の申込先

(株)清文社 営業部 加藤
〒一〇一〇〇四八
東京都千代田区神田司町
二一八―四(吹田屋ビル)
TEL〇三―五二八九―九九三二
FAX〇三―五二八九―九九一七

④ 『ADR認証制度―ガイドラインの解説』

和田仁孝・和田直人編著/A5判・二五六頁/平成二〇〇三年三月五日発行/三協法規出版(株)刊

定価二七三〇円(税込)
↓頒布価格二六〇〇円
(税・送料込)

話題のADR(裁判外紛争解決)について、第一線の研究者と司法書士等の実務家が編んだ最新刊。ADR法をガイドラインと照らし合わせながら五八のQ&Aで詳しくかつわかりやすく解説。また、札幌司法書士会

や調査士会等の取り組みを紹介し、認証手続を通じて司法書士と紛争解決の未来像を探る一冊。

◆④の申込先

三協法規出版(株) 野村
〒一六〇一〇〇二二
東京都新宿区新宿一―二七―一
クインズコート新宿二階
TEL〇三―六七七二―七七〇〇
FAX〇三―六七七二―七八〇〇

⑤ 『少額訴訟の実務―少額訴訟一〇年を迎えての現状と展望』

中島寛・岡田洋佑編/A5判・五三二頁/平成二〇〇三年三月三日発行/株酒井書店刊

定価七九八〇円(税込)
↓頒布価格七一八二円
(税・送料込)

東京簡易裁判所に所属し少額訴訟事件を担当した裁判官が中心となって、審理の現状と問題

点を分析したうえで、事件をどう処理したらよいか、実務に則して解説。

少額訴訟の実務に携わる司法書士の方々の必読書。

◆⑤の申込先

(株)酒井書店 営業部 若菜
〒一六二一〇八一四
東京都新宿区新小川町五―一八
TEL〇三―三二六六―五八〇一
FAX〇三―三二六六―五八〇三

⑥① 『基本法コンメンタル・民事訴訟法三(第三版)』

② 『基本法コンメンタル・親族(第五版)』

① 賀集唱ほか② 島津一郎ほか編/B5版・①二三〇②三六〇頁/平成二〇〇一年①一月三二日②二月二九日発行/株日本評論社刊
定価六三〇〇円(税込)
↓頒布価格五六七〇円
(税・送料込) ※分売可

『民法三』は、民事訴訟手続のオンライン化や少額訴訟債

権執行制度に関する民事訴訟法の改正をはじめ、平成一九年までの法改正に対応。『親族』は、平成一五年の人事訴訟法制定に

対応し、成年後見法の解説等をアップデート。家庭裁判所の手続には理解に便利な図表付き!

◆⑥の申込先

(株)日本評論社 上田
〒一七〇一八四七四 東京都豊島区南大塚三―一―二―四
TEL〇三―三九八七―八六二二
FAX〇三―三九八七―八五九〇

■連合会日誌（4月）

- 1 (火) 第8回研修部門・正副所長合同会議、第9回研修制度研究部会
- 2 (水) 第3回危機管理マニユアル作成小委員会
- 2 (水) 53 (木) 第15回常任理事会
- 3 (木) 第6回商事法務WT
- 4 (金) 第7回多重債務問題対策部、第7回消費者問題研究委員会、第20回登録常務会、第2回会報編集会議、ホームページに関する広報打合せ、懲戒制度検討WT準備会
- 5 (土) 第7回選挙制度改革WT
- T
- 7 (月) 企第6回企業法務WT
- 8 (火) 第5回地域連携対策部、
- 9 (水) 第8回月報発行委員会、第4回事業計画・予算案策定常務打合せ
- 9 (水) 研修所第6回会員研修部会
- 10 (木) 平成20年度第1回会長会議長団打合せ、第4回中間監査及び棚卸監査
- 10 (木) 511 (金) 平成20年度第1回会長会
- 12 (土) 不動産登記法起草案に関する法整備支援のためのベトナム訪問【4月17日まで】
- 15 (火) 第6回法教育推進委員会、第3回地域司法拡充基金運営委員会、第6回法テラス対応委員会、第5回電話相談センター運営委員会
- 16 (水) 第1回民事信託法研究会委員会
- 17 (木) 第7回地域司法拡充対策部、第7回司法書士養成・研修制度対策部、第7回総務部門会議
- 19 (土) 研修所第2回特別研修運営会議、第9回研修部門・正副所長合同会議、第5回裁判事務研究委員会
- 21 (月) 第4回ADR対策部、第6回不動産取引対策部、不動産取引保証検討PT
- 22 (火) 多重債務問題対策WT、第10回不動産登記法改正対策部、第2回裁判事務推進対策部、第8回人権委員会、第4回規制改革・民間開放対策部、第5回事業計画・予算案策定常務打合せ
- 23 (水) 第7回総合相談センター事業推進委員会、第8回改革推進WT【テレビ会議】、司法書士能力担保研修に関する日弁連法務研究財団教材研究会
- 23 (水) 524 (木) 第16回常任理事会
- 24 (木) 525 (金) 第11回理事会
- 25 (金) 第21回登録常務会、第1回司法書士認証局運営委員会
- 30 (水) 広報部門打合せ
- 執行部の動き（4月）
- 1 (火) 本人確認業務に関する国民生活金融公庫との打合せ〔酒井専務理事他〕
- 2 (水) 日司連役員選挙制度に関する法務省民事局との打合せ〔三河尻常任理事他〕
- 8 (火) 法務省大臣官房司法法制部審査監督課との打合せ〔齋木副会長他〕
- 10 (木) 自民党司法制度調査会 明るい競売プロジェクトチーム第4回会合出席〔酒井専務理事他〕、法務省不動産登記のオンライン申請利用促進協議会権利登記に関する分科会（第2回）出席〔早川常任理事他〕
- 11 (金) 日本司法支援センター

- 本部審査委員会〔光木副会長、衆議院内閣委員会傍聴〔境理事〕
- 15 (火) 第13回日本司法支援センター関係機関連絡協議会出席〔齋木副会長他〕
- 17 (木) 日本弁護士連合会新役員披露・懇談会出席〔佐藤会長他〕、法務省大臣官房司法法制部参事官表敬訪問対応〔齋木副会長他〕
- 18 (金) 本人確認業務に関する全国銀行協会検討部会出席〔酒井専務理事他〕、日本土地家屋調査士会連合会新会館披露会出席〔山口副会長〕
- 19 (土) 日司政連第38回定時総会出席〔佐藤会長他〕、日本マシオン学会2008年度東京大会出席・聴講〔今川常任理事〕
- 22 (火) 自民党司法制度調査会「明るい競売プロジェクト」第5回会合出席〔酒井専務理事他〕
- 23 (水) 日本司法支援センター
- 24 (木) 不動産登記令等の改正に基づく事務取扱に関する全国銀行協会との打合せ〔早川常任理事他〕、自民党司法制度調査会出席〔佐藤会長他〕、本人訴訟や少額訴訟等に関する週刊ダイヤモンドからの取材対応〔岩井常任理事〕
- 28 (月) 司法アクセス学会理事會出席〔佐藤会長〕
- 本部民事法律扶助課との打合せ〔齋木副会長他〕

● 月報 司法書士 No.435

定価 250円 発行 平成20年5月10日

発行者 日本司法書士会連合会
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
TEL 03-3359-4171 (代)
☎ 0120-55-2059 (総合案内)
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

編集 月報発行委員会
印刷 あかつき印刷株式会社 *不許複製

乱丁・落丁はお取り替えいたします。

《御注文の翌日お手許へ》

先生方がお使いになる用紙類すべて取り扱っております

登記識別情報用商品販売開始!!

登記識別情報用封筒

フォルダー

登記識別情報用シール

ゴム印・印材関係一式

A4判対応登記申請書諸用紙

司法書士会統一用紙

印刷物全般

調査士関係諸用紙

簡易裁判事件ファイル

弁護士関係諸用紙

東京 FAX 本社 03-3920-7372 24時間 FAX受付 大阪 FAX 営業所 06-6358-6486

 法令書式センター

本社 東京都練馬区石神井台8丁目3番1号
☎ 177 電話 (03) 3928-8330 (代表)
-0045 FAX (03) 3920-7372 番
ホームページ <http://www.hourei-sc.co.jp>

大阪 大阪市北区松ヶ枝町1番3号
営業所 (高栄松ヶ枝ビル2F)
☎ 530 電話 (06) 6358-2926 (代表)
-0037 FAX (06) 6358-6486 番